

議案第24号

三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例

三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例（昭和63年三朝町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
第1条～第4条 略  (貸付金額) 第5条 資金の貸付金額は、 <u>70万円</u> 以内において、町長が定める。  (貸付条件) 第6条 貸付けの条件は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 貸付期間 <u>5年以内</u> (3)及び(4) 略  第7条以下 略	第1条～第4条 略  (貸付金額) 第5条 資金の貸付金額は、 <u>50万円</u> 以内において、町長が定める。  (貸付条件) 第6条 貸付けの条件は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 貸付期間 <u>50箇月以内</u> (3)及び(4) 略  第7条以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。